



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年5月8日金曜日 第2063号

◇ 目次 ◇ 告 示

公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	475
基本測量の実施の通知.....	476
都市計画の変更案の縦覧.....	476
土地改良区役員の就退任の届出.....	476
土地改良区の定款変更の認可.....	476
道路の供用開始(県道新居浜港線).....	476
道路の供用開始(県道多喜浜泉川線).....	477

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施.....	477
調理師試験の実施.....	477
製菓衛生師試験の施行.....	477

告 示

○愛媛県告示第642号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年5月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

3工区

宇和島市吉田町法花津字小深浦1番耕地133番7地先から同字宮ノ浦1番耕地426番1地先までの公有水面

4工区

宇和島市吉田町法花津字小深浦1番耕地11番6地先の公有水面

(2) 区域

3工区

次の65点から95点までを順次直線で結んだ線並びに95点と65点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点2(宇和島市吉田町法花津字小深浦1番耕地4番3地先の道(国道378号)に設置した金属鉄)は、北緯33度19分00秒、東経132度30分32秒の地点

65点は、基点2から真北50度12分37秒334.00メートルの地点

- 66点は、65点から真北242度21分56秒3.35メートルの地点
- 67点は、66点から真北332度21分03秒1.70メートルの地点
- 68点は、67点から真北242度21分51秒13.71メートルの地点
- 69点は、68点から真北242度24分24秒1.00メートルの地点
- 70点は、69点から真北242度22分00秒19.66メートルの地点
- 71点は、70点から真北152度21分56秒1.70メートルの地点
- 72点は、71点から真北242度21分44秒2.51メートルの地点
- 73点は、72点から真北152度27分59秒0.24メートルの地点
- 74点は、73点から真北242度22分01秒17.23メートルの地点
- 75点は、74点から真北242度21分54秒10.00メートルの地点
- 76点は、75点から真北242度22分04秒10.00メートルの地点
- 77点は、76点から真北242度22分11秒14.39メートルの地点
- 78点は、77点から真北242度22分22秒5.61メートルの地点
- 79点は、78点から真北241度28分42秒9.93メートルの地点
- 80点は、79点から真北242度09分17秒10.14メートルの地点
- 81点は、80点から真北242度50分41秒2.14メートルの地点
- 82点は、81点から真北332度59分58秒0.24メートルの地点
- 83点は、82点から真北243度09分24秒3.59メートルの地点
- 84点は、83点から真北333度26分07秒1.70メートルの地点
- 85点は、84点から真北243度36分26秒4.48メートルの地点
- 86点は、85点から真北244度26分36秒10.18メートルの地点
- 87点は、86点から真北245度35分24秒10.19メートルの地点
- 88点は、87点から真北246度43分52秒10.19メートルの地点
- 89点は、88点から真北247度27分41秒2.02メートルの地点
- 90点は、89点から真北247度33分37秒1.00メートルの地点
- 91点は、90点から真北248度02分37秒7.17メートルの地点
- 92点は、91点から真北249度01分24秒10.19メートルの地点
- 93点は、92点から真北249度53分35秒5.18メートルの地点
- 94点は、93点から真北160度09分34秒1.70メートルの地点
- 95点は、94点から真北250度50分54秒11.85メートルの地点

4工区
次の96点から99点までを順次直線で結んだ線並びに99点と96点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点2(宇和島市吉田町法花津字小深浦1番耕地4番3地先の道(国道378号)に設置した金属鉄)は、北緯33度19分00秒、東経132度30分32秒の地点

- 96点は、基点2から真北24度58分57秒108.85メートルの地点
- 97点は、96点から真北117度30分47秒11.88メートルの地点
- 98点は、97点から真北207度31分08秒5.00メートルの地点
- 99点は、98点から真北297度30分38秒12.11メートルの地点

(3) 面積

3工区	1,685.31平方メートル
4工区	60.10平方メートル
合計	1,745.41平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成14年7月8日 愛媛県指令港第245号

4 しゅん功認可年月日
平成21年 5 月 8 日

○愛媛県告示第 643 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 5 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（渡海水準測量作業）
- 2 作業期間 平成21年 5 月11日から
平成22年 1 月22日まで
- 3 作業地域 今治市（来島海峡大橋）

○愛媛県告示第 644 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び東温市役所において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 5 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
松山広域都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 次の区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。
東温市大字志津川の一部
 - (2) 次の区域内に存する市街化区域を市街化調整区域に変更する。
なし

○愛媛県告示第 645 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市氷見土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 5 月 8 日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 山 煉 一	西条市氷見丙1054番地
"	秋 山 康 夫	西条市氷見丙1012番地

○愛媛県告示第 647 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 5 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

"	伊 藤 實	西条市氷見丙796番地
"	高 橋 和 夫	西条市氷見丙618番地12
"	丹 洋 詞	西条市氷見丙42番地
"	丹 彦佐衛門	西条市氷見甲150番地
"	戸 田 重 雄	西条市氷見甲65番地
"	井 上 榮	西条市氷見乙1146番地
"	岡 田 一 光	西条市氷見丙448番地
"	高 橋 保 雄	西条市氷見乙1749番地 8
"	藤 田 完	西条市氷見乙1339番地 1
"	守 木 直 樹	西条市氷見乙1750番地17
"	矢 葺 節 雄	西条市氷見乙267番地 1
"	藤 原 丸 見	西条市氷見乙471番地 6
"	日 野 晋 一	西条市氷見乙1462番地
監 事	今 井 貞 美	西条市氷見乙1203番地 3
"	斉 藤 正 史	西条市氷見甲222番地
"	永 井 哲 夫	西条市氷見乙1743番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 山 煉 一	西条市氷見丙1054番地
"	秋 山 元 茂	西条市氷見丙930番地
"	松 尾 俊 一	西条市氷見丙457番地
"	菅 一 清	西条市氷見丙915番地
"	丹 洋 詞	西条市氷見丙42番地
"	丹 彦佐衛門	西条市氷見甲150番地
"	戸 田 重 雄	西条市氷見甲65番地
"	井 上 榮	西条市氷見乙1146番地
"	菅 一	西条市氷見乙1003番地
"	高 橋 嘉 明	西条市氷見乙1300番地
"	藤 田 完	西条市氷見乙1339番地 1
"	日 野 立 明	西条市氷見乙788番地
"	矢 葺 節 雄	西条市氷見乙267番地 1
監 事	小 林 定 義	西条市氷見乙270番地
"	斉 藤 正 史	西条市氷見甲222番地
"	永 井 哲 夫	西条市氷見乙1743番地 3

○愛媛県告示第 646 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、西条市氷見土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 5 月 8 日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜港線	新居浜市本郷一丁目1908番33	平成21年 5 月 8 日

○愛媛県告示第 648 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 5 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市庄内町六丁目376番11から 同町六丁目335番 3 まで	平成21年 5 月 8 日

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第 4 条第 1 項の規定により、平成21年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成21年 5 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の日時
平成21年 8 月11日（火）午後 1 時30分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
平成21年 6 月15日（月）から19日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
請求先 保健所（松山市の区域にあつては、松山保健所。以下同じ。）又は愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課
提出先 県内に居住する者は、住所地为管轄する保健所、県外に居住する者は、愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第 147 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定による平成21年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成21年 5 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の日時
平成21年 8 月10日（月）13時30分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
平成21年 6 月23日（火）から 7 月 3 日（金）まで。ただし、郵

送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地为管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法（昭和41年法律第 115 号）第 4 条第 1 項の規定による平成21年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

平成21年 5 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の日時
平成21年 7 月16日（木）13時00分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
平成21年 6 月 8 日（月）から 6 月19日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地为管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。